

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年12月20日(金)午後1時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数32名、本日の出席者25名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日、新たにご出席いただいております評議員の皆様をご紹介申し上げます。

まず、今年度から区社会福祉協議会会長としてご就任され、新たに評議員としてご出席いただいております北区社会福祉協議会会長の小玉始評議員でございます。浪速区社会福祉協議会会長の藤井照信評議員でございます。旭区社会福祉協議会会長の宮本正路評議員でございます。住吉区社会福祉協議会会長の山下保一評議員でございます。

次に、今年度行われました、3年に1回の民生委員・児童委員の一斉改選に伴いまして、新たに評議員にご就任いただきました浪速区民生委員児童委員協議会会長の阪中雅博評議員でございます。此花区民生委員児童委員協議会会長の浦野英男評議員におかれましては、本日所用のため、少し遅れて来られるとお聞きしております。

なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長

(あいさつ)

司 会

ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を平野区社会福祉協議会会長の田中評議員にお願いいたします。田中評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

田中議長

平野区社会福祉協議会の田中でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

田中議長 異議なしということですので、議事録の署名人は、西成区社会福祉協議会会長の住谷評議員と、毎日新聞大阪社会事業団の和田評議員にお願いします。
どうぞよろしくお願いいたします。

< 議案 > 理事の選任について

田中議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
本日の議案、理事の選任について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。
第1号議案、理事の選任につきまして、ご説明申しあげます。資料1の1頁をご覧ください。

なお、次の2頁には、理事・監事・会計監査人選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

今回、3年に1回行われる民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、大阪市民生委員児童委員協議会会長及び副会長に交代があったことから、令和元年12月13日に開催された理事会において、新たに2名の理事候補者が推薦されました。

「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、大阪市民生委員児童委員協議会会長の吉川郁夫様でございます。大阪市民生委員児童委員協議会副会長の四宮政利様でございます。

任期につきましては、本日、令和元年12月20日から現任期の残任期間である令和2年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事の選任についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。申しあげます。

田中議長 ただ今、理事の選任について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。
(異 議 な し)

異議なしということですので、原案どおり決定されました。

本日予定の議案は以上になります。

続きまして、「会長及び常務理事の職務執行状況」について、平成31年4月1日から令和元年10月31日までの執行状況につきまして、宮川会長及び西嶋常務理事から報告していただきます。

まずは、宮川会長から報告をお願いします。

宮川会長 それでは、私から先にご報告します。

資料2、1頁、1の主な事業の実施状況は、後程、西嶋常務から報告がありますが、私から2点、報告します。

まずは、(4)の大阪市社会福祉大会ですが、総勢1,000人を超える方にご来場いただきました。また、2部の講演会では書家の金澤泰子さんをお招きし、素晴らしいご講演をいただきました。皆様のご協力をいただき無事に開催ができましたこと、改めてお礼申しあげます。

次の(5)、台風19号災害に係る支援についても、後程事務局から報告はありますが、本会からは被災地支援ということで、区社協とも連携し、福島県の郡山市に職員を派遣しました。また、ボランティアバスも長野市に向けて運行しました。

資料の4頁に会議、行事の実施及び参加状況を記載していますので、ご覧ください

宮川会長 い。一番下の「指定都市社協・民児連連絡協議会」ですが、こちらは20の指定都市の社協と民児連の代表者が集まり、今日的課題について協議をする場として毎年、開催都市を持ち回りながら開催しています。詳細は後程、事務局から報告しますが、来年の令和2年度は大阪市が開催都市となります。また皆さんにご協力いただくこともあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

私からの報告は以上です。

田中議長 続きまして、西嶋常務理事から報告をお願いします。

西嶋常務 続きまして、私からご報告いたします。

資料2、1の主な事業の実施状況ですが、大阪市地域福祉活動推進計画の推進ということで、大阪市の地域福祉基本計画と連動しながら、民間レベルでの活動を推進していくために策定し、3年計画の2年目でございます。担い手・居場所・見守りについて重点的に取り組んでいくということで、地域福祉活動推進委員会において、事業の進捗状況を確認いただいているところです。

次の(2)の地域こども支援ネットワーク事業ですが、こちらも平成30年度から開始した事業で2年目になります。主にこども食堂の支援をしている事業となりますが、平成30年9月時点で大阪市内に111箇所あったこども食堂は令和元年9月時点では156箇所と、およそ1.5倍に増加しています。その内、本事業に参画する団体が120箇所程度になっています。こども食堂の運営にあたっては食中毒の心配もありますので、本年4月から保険事業を実施するとともに、昨年度ご報告しましたセブーンイレブンの物資提供等を通じてこども食堂を支援しています。また、8月にはこども食堂に参加しているこどもを対象に1泊2日のキャンプ事業も実施し、ボランティアも含め60名以上の参加がありました。また、8月～10月にかけて、こども食堂を運営されている方々にアンケート調査を実施しました。今年度中に取りまとめていく予定です。

(3)の大阪市ボランティア活動振興基金交付式ですが、昭和55年から助成を続けておりますが、この基金をPRしていくため、初めて、7月12日に国際交流センターで156団体に集まっていたき、交付式を開催いたしました。今年度は4,600万円ほど各団体に助成し、地域福祉の推進に取り組んでいただいています。

(4)の大阪市社会福祉大会、(5)の台風19号災害に係る支援活動については、会長からご報告いただきました。(5)については後ほど事務局から報告いたします。

2の職員採用でございますが、福祉人材の確保が難しくなっている状況ですが、優秀な人材の確保に向けて、法人を紹介するパンフレットを作成し、大学等に配付しました。

(2)の法人説明会については、大学4年生の新卒予定者にまずは社協のを知ってもらい、採用試験を受けてもらいたいということで、今年は4月19日に開催したところ70名近い学生が参加し、その内の約半数が本会の採用試験を受けました。

(3)の採用試験の実施でございますが、今年度は4月1日時点で欠員があった状況に加え、退職者もいたことから、7月と11月の年度途中の採用に向けて、試験を実施しました。また、ご案内のとおり、来春の4月1日採用に向け、主に既卒者を対象とした試験を12月21日に実施いたします。

(4)の職員採用の状況ですが、今年は4月1日付けで27名採用し、その内新卒が

9名、社会経験のある既卒者が18名となっています。7月1日に6名、11月1日に9名、合計42名採用いたしました。なお、来春卒業予定の新卒予定者は11名に内定を出しており、現在実施している試験と合わせて、30名近い採用を予定しています。

3の財政状況ですが、当初の予算どおりの執行ができています。その他、市社協・区社協で使用しているパソコンのサポートが終了するというので、約200台を一斉に入札し、経費を抑えました。予定外の支出としては、台風19号の災害支援として郡山に派遣した経費や長野市へのボランティアバス運行経費など、合計100万円程度になりますが、一部は共同募金から充当できる状況になっています。

また、社会福祉研修・情報センターの指定管理について、令和2年度からの5年間の公募にも手を挙げ、本会が指定管理者として決定しましたので、ご報告いたします。

監査等の状況につきましては、(1)に記載しています会計監査人による監査を受けています。それから(2)にあります、大阪労働局からの監査がありました。これは全ての事業所を対象に順番に監査されており、男女雇用機会均等法に関する監査がありました。一部規程等に不備があり、勧告に基づいて規程を整備するほか、ハラスメントの防止について全職員に周知したところです。

2頁に移りまして、各会議の状況でございます。

3頁に移りまして、市・区社協経営計画会議ですが、こちらは平成29年度からの取組みとなりますが、本会の課長級以上の職員と、区社協事務局長の代表数名が参画し、毎月一回開催しています。ここでは、市・区社協が一体的に議論すべき課題について協議しています。特に人材、財源確保、広報の部分で議論をしておりまして、今年度の取組みの1つとして、職員行動指針策定に向け取り組んでいます。先ほども申しましたが、今年度だけで40名近い職員を採用しており、市社協・区社協の正規職員約400名の1割にあたる数の採用をしました。また、ここ数年の定年退職者は毎年20人から30人程度はおり、自己都合退職も含めると、ここ4、5年間に約3分の1の職員が入れ替わっている状況のなかで、市社協職員として一体的に事業を推進していかなければならないので、新たに行動指針を策定するための取組みを進めています。正規職員約400名に加え、嘱託職員からも意見を徴収し、合計1,000名以上の職員から2,000件近い意見が集まりました。現在集約中で、今年度中に策定していきたいと考えていますので、次回の評議員会においてご報告ができればと考えています。

その下に記載しています、職員提案制度についても今年度から取り組んでいます。職員自らが新たな事業提案や現在実施している事業の改善提案をしようということで、9月から募集したところ8件の応募がありました。12月24日には初めての法人発表会を開催し、審査する予定です。

3つ目の、働き方改革推進部会の設置につきましては、働き方改革関連法案が平成31年4月から順次施行されていますが、令和2年4月以降に対応すべき事項について、部会のなかで議論していますが、休暇の見直し等様々な課題について検討をしています。詳細については後程、事務局からご説明いたします。

最後、5頁になりますが、この間、私が参加した会議についてご報告いたします。

5頁の一番上の主催会議については市社協内部の会議にはなりますが、記載のとおり開催してきました。大阪市の関係会議につきましても、こども関係、高齢者関係、障がい者関係等の会議にも委員として出席したほか、民生委員児童委員協議会

- 西嶋常務 をはじめ他団体の会議にも参加いたしました。
また、区社協で開催された社会福祉大会に参加させていただきました。それから指定都市・全国会議ということでは、大都市の施設協議会や近畿の指定都市社協の情報交換会等にも参加しました。
今後とも市社協事業の円滑な運営に努めますとともに、区社協事業につきましても評議員の皆さんのご指導も賜りながら円滑に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
以上が私からの報告です。
- 田中議長 ただいま、宮川会長及び西嶋常務理事から報告がございましたが、ご質問等ございませんでしょうか。
- 山田評議員 ご報告ありがとうございます。働き方改革推進部会の構成メンバーを教えてください。
- 西嶋常務 経営計画会議に参画している区社協の事務局長、市社協の課長級職員に加えて、もう少し広い意見を聴くということで、区社協副主幹級職員数名も参画しています。
- 山田評議員 市社協にも労働組合があると思いますが、関係者は参画しているのでしょうか。
- 西嶋常務 まずは使用者としてどう進めていくかということを議論し、しかるべき内容については労働組合とも調整していくということで進めています。
- 吉田評議員 職員採用の件ですが、非常に難しいところだと思いますが、今年度は42名、来年は30名程度を予定していると説明がありましたが、その数で事業に支障をきたさないぐらいの人材確保はできているのでしょうか。それともまだまだ足りない状況でしょうか。
- 西嶋常務 基本的に退職者の補充ということで例年職員を採用しており、今年度も退職者の数を見越したうえで採用数を決定しています。また、再雇用という形で定年退職者の雇用も図ったうえで、大体の人数を見定めています。ただ、見込みどおり採用しても突発的に退職する場合がありますので、区社協で事業運営いただいている会長の皆様には大変ご苦勞をおかけしていることと思います。採用試験には採用予定数の数倍程度の応募がありますので、良い人材確保に向けて努めていきたいと思っています。
- 吉田評議員 区社協の方ではなかなか思うように人が集まらず、受託していた事業を撤収せざるを得ないといったケースもあると聞いていますので、ぜひ市社協の方で優秀な人材を積極的に採用し、各区に配置していただけたらと思います。
- 西嶋常務 良い人材確保に向けて尽力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 田中議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。ないようでございますので、続きまし

田中議長 て、その他の報告について、事務局から一括して報告してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。その他報告事項について、一括してご報告いたします。

まず、資料3、安全衛生管理規程の一部改正につきまして、ご説明申しあげます。

12月13日に開催しました理事会において、承認され、同日付けをもって一部改正いたしましたので、ご報告いたします。

労働安全衛生法では、建設業など、職員の安全管理が求められる事業を実施する業種については安全委員会の設置が義務付けられております。本会では、安全委員会ではなく衛生委員会の設置が義務付けられているため、法令に基づき、これまでの「安全衛生委員会」を「衛生委員会」に改め、それに伴って、規程の名称や各条文の文言について整理いたしました。新たに追加した内容といたしましては、3頁にございます、第6条、産業医の項目において、近年の労働安全衛生法の一部改正により、産業医の職務内容が追加されたことに伴い、ストレスチェックにおいて高ストレスと診断された職員や休職・復職となる職員に対して、面談する旨、明記いたしました。

続きまして、資料4をご覧ください。国におきましては、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「労働力の低下」「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するため、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持つことを目指し、平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されています。本会におきましても関連法の施行に伴い、対応すべき項目がございますことから、現時点での対応状況を報告させていただきます。

資料4にありますように、働き方改革では、上段の「労働時間法制の見直し」と下段の「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」という大きな2つの柱があります。

まず、上段「労働時間法制の見直し」についてですが、職員の健康管理を目的として、今年4月1日付けで施行されています。

一つ目、「労働時間の客観的把握義務」ですが、すべての職員の労働時間の状況が客観的な方法、その他の方法で把握しなければならないと法律で義務付けられました。従来は、出勤簿により勤怠を把握していましたが、押印のみでは労働時間の客観的な把握はできないことから、この4月1日からタイムレコーダーによる出退勤時間を把握しています。超過勤務につきましては、従来どおり、臨時でかつ真に必要な場合にのみ、所属長が超過勤務を命令し、超過勤務命令簿により管理しています。導入後、出退勤時間と超過勤務命令時間が一致していないなどの課題に対し、打刻のルール化を図るとともに、恒常的な残業の見直しを始め、職員一人ひとりの意識改革、特に管理監督者の指導徹底を図っているところです。

次に、「残業時間の上限規制」です。これは、原則として月45時間、年360時間を上限とし、労使合意の場合であっても、年720時間以内、月100時間未満を超えてはならないというものです。これにつきましては、36協定の締結が事業場ごとに必要なため、各区社協においても36協定を締結し、労基署に届け出たところです。さきほどの労働時間の客観的な把握義務にもつながりますが、職員一人ひとりの意識はもちろん、管理監督者による管理の徹底、業務の効率化等、より一層取り組んでいく必要があると考えています。

次に、「年次有給休暇付与義務」につきましては、年次有給休暇が10日以上ある

真鍋次長

職員に対し、付与日から1年以内で5日の年次有給休暇を付与すること及び職員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存することが義務付けられました。これにつきましては、職員就業規則を一部改正した他、システムを導入して、年休管理簿を作成し、職員ごとに年次有給休暇を管理しています。正規職員については、6月1日が年次有給休暇の付与日となっており、約半年経過したこともあり、各所属長に対し、年次有給休暇の付与について再度、指導したところです。

次に、「産業医・産業保健機能の強化」ですが、長時間労働者の状況や職員の業務の状況など産業医が職員の健康管理等を適切に行うための必要な情報を提供し、産業医が職員からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないというものです。さきほど安全衛生管理規程の一部改正についてご報告いたしましたが、より一層、職員の健康管理の体制整備に努めてまいります。

次に、資料の下段に記載しています働き方改革の大きな柱のひとつである「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」、いわゆる同一労働・同一賃金に係る項目でございます。固有職員、嘱託職員の処遇について整理し、内容によっては均等待遇、あるいは均衡待遇が求められ、職員から求められた場合は待遇に関する説明をしなければなりません。本会におきましては、平成29年度から設置しています「市・区社協経営計画会議」と、その部会である「働き方改革推進部会」において、社会保険労務士にも意見をいただきながら検討しています。市社協の収入の大部分が市の委託料や交付金であることから、財源の課題もございますが、まずは、取組対象労働者と比較対象労働者の業務内容、責任制の違いなどを明確化し、処遇について、しっかりと説明・対応できるよう検討しています。規程・規則の改正等、理事会・評議員会で審議すべき事項については、よろしく願いいたします。

続きまして、台風19号災害に係る支援活動について報告します。資料5の1頁をご覧ください。台風19号は多くの被害を出し、約100の市町村で災害ボランティアセンターが設置されました。先ほど会長からもご報告いただきましたが、本会では全国社会福祉協議会からの要請を受け、福島県の郡山市で開設された災害ボランティアセンターの運営支援のために、10月25日から11月24日までの1か月間、区社協と連携して5人の職員を派遣しました。

本会の派遣職員の支援状況ということで、1頁から3頁までその様子の写真を掲載しておりますが、ボランティアの受付、活動上の注意事項等を説明するオリエンテーション、ボランティアのマッチングや現地調査といった業務に従事しました。

4頁をご覧ください。被災地支援ボランティアバスの運行についてご報告します。11月19日から21日の日程で、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会と共催し、長野市へボランティアバスを運行しました。大阪府下在住・在勤のボランティア20人が集まり、りんご農園や個人宅において、泥だし等の活動を行いました。その時の様子を写真で掲載しています。

災害が起きたからではなく、平時からの備えが重要であることから、本会では、区社協と合同で災害対策設置訓練を毎年実施しており、今年度は12月25日に実施するほか、災害ボランティアセンター設置・運営に関する研修などおこなっているところです。

続きまして、資料6、令和2年度指定都市社協・民児連絡協議会についてご報告いたします。先ほど会長からご報告いただきましたが、指定都市社協・民児連絡協議会は全国20の指定都市の社協及び民児連の代表者が一堂に会し、社協・民児連の共通福祉課題について協議・検討し、事業の推進を図ることを目的として、毎

真鍋次長

年開催され、開催都市は持ち回りとなっておりまして、令和2年度は大阪市が開催都市となっております。2にありますように、開催日は、令和2年7月9日（木）から10日（金）の2日間、主会場は、シェラトン都ホテル大阪で、他都市の指定都市社協・民児連の正副会長等をお招きし、約200名規模での開催を予定しています。2日間の日程でございますが、6に記載のように、7月9日（木）は、講演と分科会、情報交換会を主に予定し、2日目は市内の視察と分科会報告を予定しています。詳細につきましては、検討中ではございますが、また随時ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項の最後となりますが、資料7、大阪府共同募金会助成金申請結果についてご報告いたします。毎年、募集がある共同募金助成とは別に、今年度、臨時に募集された2つの助成金について申請したところ、決定をいただきました。その内容と結果を表にまとめています。

まず、表の左側、「子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する助成」ですが、子どもに対して地域における活動を行っている団体への助成ということで、本会で実施している地域こども支援ネットワーク事業で申請し、決定額は833,000円の助成が決定されました。こども支援ネットワーク事業に登録しているこども食堂等に参加しているこどもたちを対象に、様々な体験や学びがあるキャンプの実施に係る経費等で活用させていただきます。

次に表の右側、「大阪府北部地震および台風21号災害に係る災害ボランティア・NPO活動サポート募金を財源とした助成」ですが、今後起こり得る災害への防災・減災活動への助成ということで、大規模災害に対応するための初動体制整備事業として申請しました。決定額は880,000円で、大規模災害に対応していくため職員個々の知識を高めるための学習会の実施や災害対策本部設置における物品整備に係る経費等で活用させていただきます。

報告事項は以上でございます。

田中議長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。ご質問がなければ、本日の予定は全て終了いたしました。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会

これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、令和2年度の事業計画及び予算についてご審議いただきます評議員会を令和2年3月26日（木）に、令和元年度の事業報告及び決算についてご審議いただきます評議員会を令和2年6月26日（金）いずれも午後1時30分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。